平成１８年（フ）第１０８号
長野県松本市大字中山1717番地１
破産者　有限会社ＳＭＣ
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９６号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目21番30号
破産者　吉田染工株式会社
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
静岡県浜松市南区飯田町1097番地
破産者　鈴木ブルドーザー工事有限会社
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４３４号
名古屋市天白区池場３丁目407番地
破産者　有限会社カミクラ電子
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５４号
名古屋市港区当知３丁目403番地
破産者　合資会社丸二工業
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０６号
京都市上京区下清蔵口町38―33　シェモア鞍馬口103
破産者　株式会社エーエムアート
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
兵庫県宝塚市売布東の町12番13号
破産者　有限会社クリーニングハヤシ
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４３４号
兵庫県姫路市飾磨区中野田４丁目116番地
破産者　高島製綱株式会社
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３４１号
奈良県生駒市東新町２番19―101号
破産者　アルスシステム株式会社
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成１９年（フ）第６３号
島根県益田市横田町314番地１
破産者　株式会社双葉工業
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２０年（フ）第１１５号
島根県益田市白上町イ729番地
破産者　中西丸反合資会社
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第５５７号
北海道日高郡新ひだか町東静内９番地
破産者　株式会社梅木産業
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９８６号
東京都町田市小山田桜台２丁目４番地11―202
破産者　伊藤　加元
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６５５号
東京都八王子市万町100番地４
破産者　松村　武男
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９５号
東京都八王子市北野町526番地12
破産者　松波今日子
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１００４号
神奈川県藤沢市村岡東４丁目７番地の32、開始決定時の住所横浜市泉区白百合３丁目14番10号
破産者　瀧石　俊成
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１４号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目２番１号
破産者　株式会社スタジオライズ
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９号
長野県上田市下之郷乙294番地５　工藤アパート３号
破産者　一幡　尚史
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第２０１号
岐阜県安八郡安八町東結3878番地の２
破産者　丸平商事株式会社
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第１０１５号
高知県香南市香我美町上分1333番地
破産者　有限会社大忍組
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２６９号
長崎県大村市古賀島町595番地
破産者　有限会社塩塚工業
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０号
兵庫県豊岡市日高町山本218番地の８
破産者　北岡　春海
１　決定年月日　平成21年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係